平成２８年（フ）第９５８号
横浜市旭区東希望が丘28番地17　希望ヶ丘パレス101
債務者　藤田　敏幸
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０５０号
横浜市泉区岡津町2461番地１　あっとほーむ岡津
債務者　阿部　正昭
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４２号
静岡市葵区安倍口新田376番地　ソレイユ安倍口201号、旧住所静岡市葵区与一３丁目６番27号
債務者　上林　理香
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６７号
東京都町田市小山町175番地１クレセントＢ－105
債務者　雨澤　輝美
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第６９０号
千葉県柏市南柏１丁目２番６－307号
破産者　木村　勝弘
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６９１号
千葉県柏市南柏１丁目２番６－307号
破産者　木村　昌子
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３０号
千葉県柏市逆井藤ノ台32－７　ユキワビル202号室、住民票上の住所千葉県柏市逆井１番地の26
破産者　長瀬　一則
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２４号
千葉県君津市大和田５丁目７番地11
破産者　平野　裕子
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第５７３号
川崎市麻生区王禅寺東６丁目８番11号
破産者　株式会社尾作住宅
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６２０号
川崎市麻生区岡上127番地　グリーンハイツ横田205、開始決定時の住所川崎市麻生区王禅寺東６丁目８番11号
破産者　尾作　　弘
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
川崎市宮前区東有馬３丁目３番10号
破産者　有限会社今別加工
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
埼玉県入間市河原町２丁目１番地西武入間ペペ３階、商業登記簿上の本店所在地群馬県太田市高林寿町1809番地
破産者　有限会社ハイネスブリッジ
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井852番地192
破産者　有限会社岡部運輸
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２８１号
東京都羽村市小作台４丁目５番地１白井アパート203
破産者　吉田光太郎
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３５２号
神奈川県茅ヶ崎市元町３番18号マルヤス元町ビル１階
破産者　株式会社ＡＫＯ
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０５号
横浜市神奈川区泉町17番地１第一泉ビル４階
破産者　株式会社ソレーユ・エンタプライズ
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４０号
岐阜県関市千疋799番地の１
破産者　有限会社ジェイシーインターナショナル
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第９２号
広島県呉市朝日町６番15号
破産者　有限会社明和住建
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１号
北海道旭川市４条通22丁目118番地12
破産者　有限会社丸尚新鮮組
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部